

消費者団体訴訟制度の実現を目指す運動

私がこの「消費者団体訴訟制度」の実現を目指す運動に参加したのは、生協の組合員活動に参加していたころでした。

活動のリーダーさんたちの集まりで、何度も学習会を行い、学んだことを組合員に伝え、共有の輪を広げてきました。同時に国会議員への「要請行動」にも取り組み、院内集会などでは「ダンス」を披露するなど、関心を高めてもらうためのデモンストレーションも行ったことを覚えています。

運動の甲斐があって、制度の実現が叶ってからは、一般社団法人全国消費者団体連絡会から消費者機構日本（以下、「COJ」）の理事になり関係を深めてきましたが、この時期には、制度の意義の説明と普及のために、全国各地の消費者団体や自治体の要請を受けて“巡業”とも呼べるような講演活動に取り組みました。これは、その後、消費者庁長官になってからも続けていましたので、数で言いますと100回を超えており、全国ほとんどの知事さんたちとも知り合いになりました。

2012年8月に消費者庁長官になりましたが、2013年までのこの時期には、「集団的消費者被害回復訴訟制度」（消費者裁判手続き特例法）を実現する取り組みが消費者庁の課題になりました。

私は、それまでの普及啓発運動の立場から、いきなり責任者の立場になり、大きな責任を担うことになりました。「消費者制度課」での検討を進め、諸団体から意見を聞く検討会を開催しましたが、経済団体からは反対意見が出され、消費者制度課長とともに、何回か説明に通いました。

それでも、何とかご理解を得て、2013年の臨時国会で成立しました。「二段階のステップ」を踏むという運用の難しい制度ですが、「消費者問題特別委員会」の党派を超えた国会議員のみなさま方のご理解とご協力のたまものと思います。

2016年10月の施行に向けての「特定適格消費者団体の認定監督に関するガイドライン」の策定に当たっては、研究会にCOJから参考人として対応するとともに、全国の適格消費者団体と連携して意見を述べたりした。そして、COJは、2016年12月に第1号の特定適格消費者団体として認定を受けました。全国の運動の成果だと思い、とても感動しました。

私の取り組みも、この時からこの制度の理解促進と、「特定適格消費者団体」の拡大へと変化しました。各地の適格消費者団体を回り、特定適格消費者団体になろうと呼びかけ、その地域での独自の消費者問題などについて交流し対話してきました。

ところで、適格消費者団体が抱える最大の問題は、活動資金が足りないということです。

どの団体も寄付を募っていますが、十分でなく、事案検討の際にもメンバーがほとんどボランティア近い形で参加されています。

また私は、「特定非営利活動団体消費者スマイル基金」を立ち上げ、寄付を募り、財政支援活動を進めてきました。数年前に理事長を退任しましたが、「スマイル基金」は現在は、「消費者団体訴訟等支援法人」という内閣総理大臣の認定法人になり、活発な取組みを進めています。

制度は、そこにあるだけでは何の機能もしません。消費者が「消費者市民」としての権利を行使し、責任を果たしてこそ機能するのではないかと思います。これからも消費者と地域コミュニティを守るために、“協働”“連携”していきたいものだと思います。(2026年9月)



(一社)消費者市民社会をつくる会
(ASCON)、元消費者庁長官
阿南 久